

高等教育の修学支援新制度について（案内）

愛知学院大学と愛知学院大学短期大学部では、本制度の対象機関となるための認定申請を行い、2019年9月20日付けで文部科学省より対象校として認定されました。これにより、個人要件を満たす新生は「日本学生支援機構 給付型奨学金」「入学金・授業料減免」の対象となります。

1. 入学手続き時の支払いについて

本学に入学を希望する場合は、入学金および授業料等を期日までに一旦全額入金してください。入学後、支援対象者に対して減免対象額を返還させていただきます。

※入学試験合格後に納めた入学金は、いかなる理由があっても返還いたしません。

【参考】本制度以外で入学前に本人又は保護者が利用可能な支援制度

制度名	問い合わせ先
生活福祉資金貸付制度 (教育支援金)	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (参考)都道府県社会福祉協議会お問い合わせ一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html
国の教育ローン	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html
労働金庫(ろうきん)の 入学時必要資金融資	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

2. 入学後の手続きについて

(1) 高等学校等において予約採用を申し込んだ方

採用候補者となった方は、本学入学後、奨学金窓口での必要な手続きがあります。

詳細については、入学手続き完了後に送付される入学許可書に同封の「奨学金(日本学生支援機構)の手続きについて」を確認してください。

(2) 本学入学後に申請する方

手順については、入学手続き完了後に送付される入学許可書に同封の「奨学金(日本学生支援機構)の手続きについて」を確認してください。なお、学業等に係る基準、家計に係る基準等があります。詳細についてはこちらをご覧ください。

日本学生支援機構 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

【問い合わせ先】

入学前の手続きについて

入試センター 0561-73-1111 (代)

入学後の手続きについて

〔短期大学部〕短期大学部事務室 052-751-2561 (代)